

CO₂分離回収・資源化コンソーシアム運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する、CO₂ 分離回収・資源化コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

改定 令和 7 年 2 月 25 日

制定 令和 3 年 8 月 4 日

CO₂分離回収・資源化コンソーシアム事務局

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）材料・化学領域に、CO₂ 分離回収・資源化コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本コンソーシアムは、化学・素材産業等の製造業における CO₂ 分離回収・資源化技術の普及を目指し、企業ニーズとシーズのマッチングを図る場を提供すること、技術情報の共有および会員間の対話の場（機会）を提供することを目的とする。

（事業）

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 CO₂分離回収・資源化および固定化技術に関する情報の収集および会員間での共有
- 二 CO₂分離回収・資源化および固定化技術に関する技術相談・講演会の開催等による情報提供・技術交流
- 三 CO₂分離回収・資源化技術に関する共同研究立案等に向けたワーキンググループ開催
- 四 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

（会員）

第 4 条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本会に参加して本事業の推進を図る者で、次条第 1 号に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 法人会員は、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した法人又は団体とし、第 14 条第 2 項に定める会費の額により、法人会員 A 又は法人会員 B とする。
- 二 特別会員は、大学および公的研究機関の研究者ならびに、第 7 条に定める会長が特に認める者とする。

(会員の入退会等)

第5条 本コンソーシアムの会員の入会、退会等は、次の各号のとおりとする。

- 一 入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出し、会長の承認を得なければならない。
- 二 会員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出しなければならない。この場合、退会以前に納付した第14条第1項に定める会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 三 会員が会員の種類を変更しようとするときは、その理由を付した変更届を会長あてに提出し、承認を得なければならない。この場合、会員の種類の変更以前に納付した会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 四 会員は、会員名、住所、連絡代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 五 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員から事情の聴取を行い、運営委員会にて協議の上、会長がこれを除名することができる。
 - イ 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
 - ロ 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - ハ 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - ニ 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - ホ 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 法人会員 A は、第11条に定める総会（以下「総会」という。）に参加できるが、議決権を持たない。
 - 二 法人会員 B は、総会に参加でき、議決権を有する。なお、議決権は、1法人につき1とする。
 - 三 特別会員は、総会に参加できるが、議決権を持たない。
 - 四 本事業のうち各会員が参加できるものは、会員の種類に基づき運営委員会が決定する。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、第14条第2項に規定する会費を負担するものとする。
 - 二 会員は、第14条第3項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
 - 三 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程ならびに総会および運営委員会の決定事項を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

第3章 役員および事務局

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、役員として、会長、副会長、幹事および監事を置く。

- 2 会長は、材料・化学領域の長又は産総研に所属する職員のうち、材料・化学領域の長が指名した者とし、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長は、本コンソーシアムの運営にあたり会長を補佐する者であつて、会長が指名する。会長が欠けたとき又は事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 幹事は、会長が会員から選出し、総会にて承認された者とする。
- 5 監事は、会長が会員から選出し、総会が承認した者とし、本コンソーシアムの会計監査を行う。
- 6 幹事及び監事の任期は、総会で選出された日から2年目の3月31日まで、または2年目の会計年度終了後の最初の総会開催日までとする。ただし、再任は妨げない。

(顧問、アドバイザー)

第8条 本コンソーシアムの運営全般にわたり、学問的あるいは行政的立場から助言を与える顧問並びにアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問およびアドバイザーは、会長が指名するものとする。

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、本コンソーシアムの円滑な運営に必要な事項を協議し、決定する。
- 3 運営委員会は、会長、副会長および幹事から構成される。
- 4 運営委員会は、会長、副会長又は幹事のいずれかの要求で開催され、委員長は、会長が務める。
- 5 運営委員会は、必要と認めるときは総会に議案を提出することができる。
- 6 運営委員会は、第12条に定めるワーキンググループを設置する。
- 7 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。

(事務局)

第10条 材料・化学領域に本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、会長が指名した材料・化学領域に所属する職員等が務める。
- 3 事務局に、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、材料・化学領域に所属する職員等のうち、会長が指名する者とする。
- 5 事務局長は、事務局の業務を総括管理する。
- 6 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員および入会希望者の入退会業務
 - 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務

- 三 本コンソーシアムの会員および関連機関との連絡調整業務
- 四 本コンソーシアムの出納管理業務
- 五 本事業の実施に係る業務
- 六 総会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
- 七 ワーキンググループの設置および運営に関する補助業務
- 八 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

第4章 総会およびワーキンググループ

(総会)

第11条 会長は、原則として毎年度1回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を議決する。
 - 一 事業計画および第14条に規定する運営費に係る収支予算の承認
 - 二 事業報告および第14条に規定する運営費に係る収支決算の承認
 - 三 幹事および監事の承認
 - 四 本コンソーシアムの設置期間の延長
 - 五 その他、運営に関する重要事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、提出議案は議決権を有する出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面提出をもって、議決権を行使することができる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 7 総会の事務は、事務局が行う。

(ワーキンググループ)

第12条 本事業を遂行するため、本コンソーシアムにワーキンググループを設置することができる

- 2 ワーキンググループは、会長が必要と認めるとき又は、法人会員Bの発議により設置することができる。
- 3 ワーキンググループの設置を希望する法人会員Bは、ワーキンググループの名称、活動内容、設置理由、参画予定者、その他必要な事項を、事務局に文書で申請する。
- 4 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決定する。
- 5 ワーキンググループに参画する会員は、法人会員Bおよび特別会員のうち、運営委員会で参画を承認された者とする。
- 6 ワーキンググループへの参画を希望する会員は、所定の申込書を事務局あてに提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

- 7 ワーキンググループに参画する会員は、ワーキンググループ設置に関する運営委員会の決定事項を遵守し、目的を達成するため活動に協力するものとする。
- 8 ワーキンググループの運営は、運営委員会が行い、ワーキンググループの運営に必要な事項は運営委員会で定めるものとする。
- 9 ワーキンググループの事務は、事務局が行う。

第5章 会計

(会計年度)

第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費等)

第14条 本コンソーシアムの運営に必要な費用は、会員からの会費をもって充てる。

- 2 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とする。
 - 一 法人会員 A 5万円(消費税を含む。)
 - 二 法人会員 B 30万円(消費税を含む。)
 - 三 特別会員 無料
- 3 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で協議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算および決算)

第15条 予算および決算は運営委員会で立案する。

- 2 事務局は、当該会計年度の収入および使途並びに経理状況について、監事の会計監査を受ける。
- 3 事務局は、監事の会計監査を受けたのち、当該会計年度の収入および使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。
- 4 運営委員会は、当該会計年度の予算および決算を総会に提出し承認を得るものとする。
本コンソーシアムの設置期間終了年度の決算は、確定後速やかに会員に報告する。

第6章 秘密情報および知的財産権の取扱い

(情報の取扱い)

- 第16条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。
- 2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取扱いを定めるものとする。

(知的財産権の留保およびその取扱い)

第 17 条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウおよび著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第 1 項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取扱いを協議により決定する。

3 前条第 2 項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

第 7 章 補則

(解散)

第 18 条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、運営が困難となった場合その他解散が妥当と認められる場合に、会長が総会の議決を得てこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第 19 条 本会則の改廃は、運営委員会の協議を経た後、総会の議決を経てこれを行うものとする。

(設置期間)

第 20 条 本コンソーシアムの設置期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、総会において事業の継続が議決された場合、期限を定めて延長更新する。

(協議)

第 21 条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、令和 7 年 2 月 25 日から施行する。